

選挙管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人霜仁会が実施する役員選任及び代議員選任に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、一般社団法人霜仁会の委託を受け、役員及び代議員の選出に関する管理及び執行を行うものとする。

(委員の選出)

第3条 本委員会委員は、会長が正会員の中から2名を選任する。

(委員の任期)

第4条 本委員会は、役員及び代議員選挙が告示される1ヶ月前に発足し、通常総会終了時に解散する。

(委員長の選出)

第5条 本委員会委員長は、選挙管理委員会委員の互選により決定する。

(開催)

第6条 本委員会は、必要に応じて開催し、委員長が招集する。

(雑則)

第7条 この規程のほか、本委員会に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

1 本規程は、社団法人霜仁会の役員及び代議員選任に適用し、平成24年度選任から施行する。